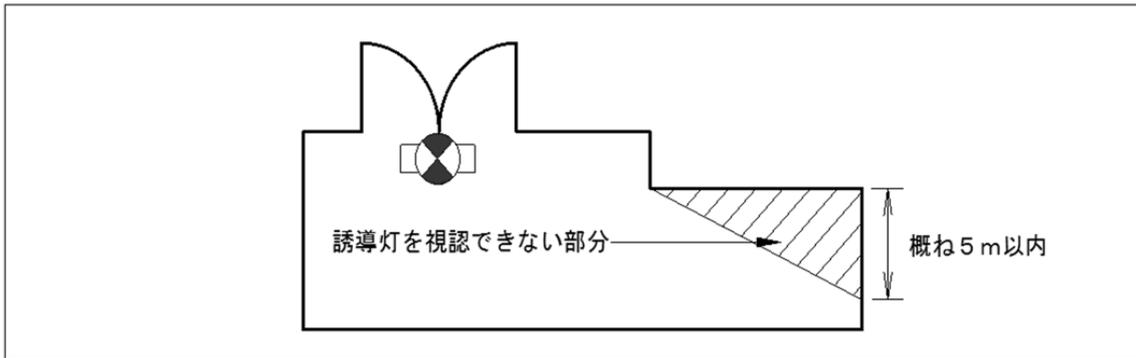


第16 誘導灯及び誘導標識

I 用語の定義

- (1) 誘導灯とは、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示し、又は避難上有効な照度を与える照明器具をいい、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯をいう。
- (2) 誘導標識とは、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示した標識をいう。
- (3) 点滅装置とは、自動火災報知設備からの火災信号により、自動的にキセノンランプ、白熱電球又は蛍光ランプを点滅する装置をいう。
- (4) 誘導音装置とは、自動火災報知設備からの火災信号により、自動的に避難口の所在を示すための警報音及び音声を発生する装置をいう。
- (5) 信号装置とは、自動火災報知設備からの火災信号、その他必要な動作信号又は手動信号を誘導灯に伝達する装置をいう。
- (6) 避難施設とは、避難階若しくは地上に通じる直通階段(傾斜路を含む。)、直通階段の階段室、その付室の出入口又は直接屋外に出られる出入口をいう。
- (7) 廊下等とは、避難施設へ通じる廊下又は通路をいう。
- (8) 居室とは、建基法第2条第4号に定める居住、執務、作業、集会、娯楽、その他これらに類する目的のため継続的に使用する室及び駐車場、車庫、機械室、ポンプ室等これらに相当する室をいう。
- (9) 避難口とは、規則第28条の3第3項第1号に定める出入口及び場所をいう。
- (10) 主要な避難口とは、次のア又はイに掲げる避難口をいう。
 - ア 避難階にあっては、屋内から直接地上へ通ずる出入口をいう。ただし、附室が設けられている場合にあっては当該附室の出入口をいう。
 - イ 避難階以外の階にあっては、直通階段の出入口をいう。ただし、附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口をいう。
- (11) 容易に見とおしができるとは、建築物の構造、什器等の設置による視認の障害がないことをいう。ただし、出入口や誘導灯が障害物により視認できない場合であっても、人が若干移動(概ね5m以内)することにより出入口や誘導灯を視認できる場合は、見とおしできるものとみなす。

(第16-1図参照)



第16-1図 死角がある場合の例

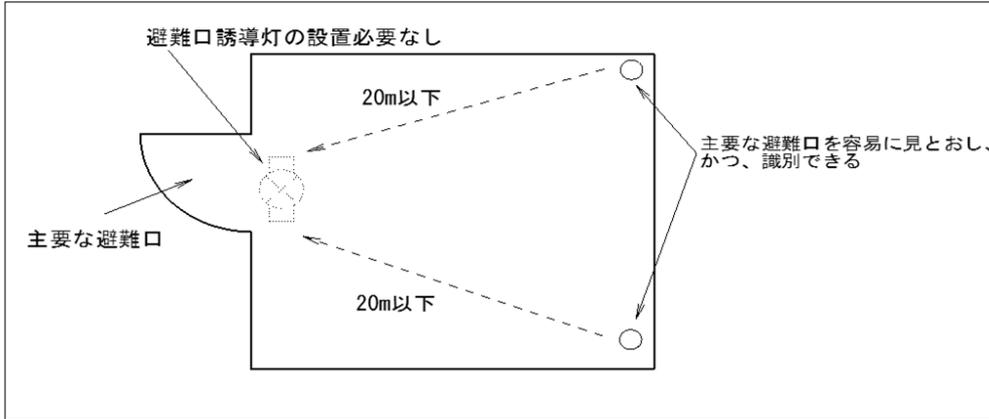
- (12) 容易に見とおし、かつ、識別できる出入口とは、居室内又は廊下等の各部分から容易に見とおし、かつ、避難口であることが分かるものをいう。
- (13) 外光とは、自然光又は夜間恒久的に点灯される街路灯（当該防火対象物の火災時に影響を受けにくい灯火に限る。）をいう。
- (14) 非常用の照明装置とは、建基令第126条の4に規定される装置をいう。
- (15) ガス系消火設備とは、令第16条に規定される不活性ガス消火設備及び令第17条に規定されるハロゲン化物消火設備をいう。
- (16) 蓄光式誘導標識とは、燐光等により光を発する誘導標識をいう。
なお、運用については、別記1を参照すること。
- (17) 中輝度蓄光式誘導標識とは、JIS Z 8716の常用光源蛍光ランプD65により照度20ルクスの外光を20分間照射し、その後20分経過した後における表示面（(18)において「照射後表示面」という。）が24ミリカンデラ毎平方メートル以上100ミリカンデラ毎平方メートル未満の平均輝度を有する蓄光式誘導標識をいう。
- (18) 高輝度蓄光式誘導標識とは、照射後表示面が100ミリカンデラ毎平方メートル以上の平均輝度を有する蓄光式誘導標識をいう。

2 誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分

誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分については、規則第28条の2の規定によるほか、次の例によること。

- (1) 避難口誘導灯を設置することを要しない防火対象物又はその部分
 - ア 避難階（無窓階を除く。）

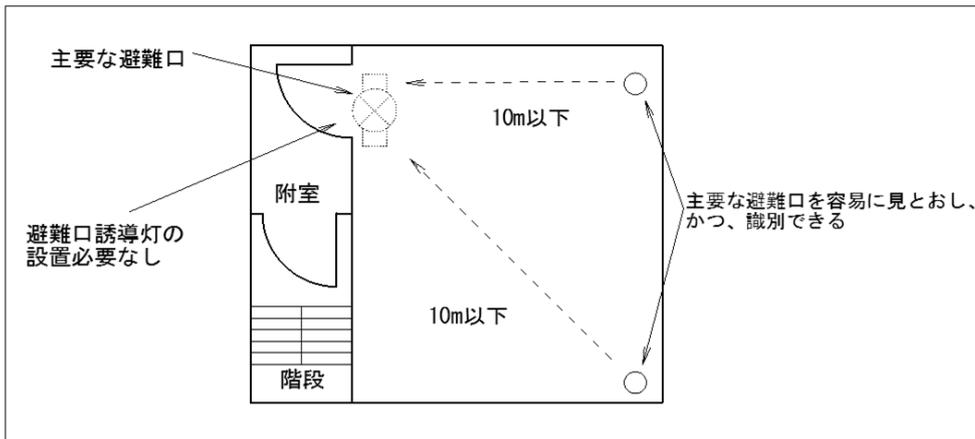
令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が20m以下であるものは、避難口誘導灯の設置を要しない。（第16-2図参照）（第16-4図参照）



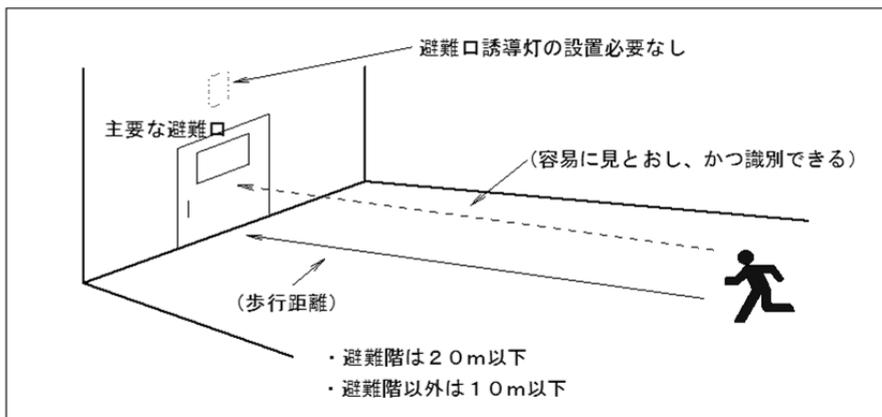
第16-2図 避難口誘導灯の設置緩和例

イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が10m以下であるものは、避難口誘導灯の設置を要しない。(第16-3図参照)(第16-4図参照)



第16-3図 避難口誘導灯の設置緩和例



第16-4図 避難口誘導灯の設置緩和例

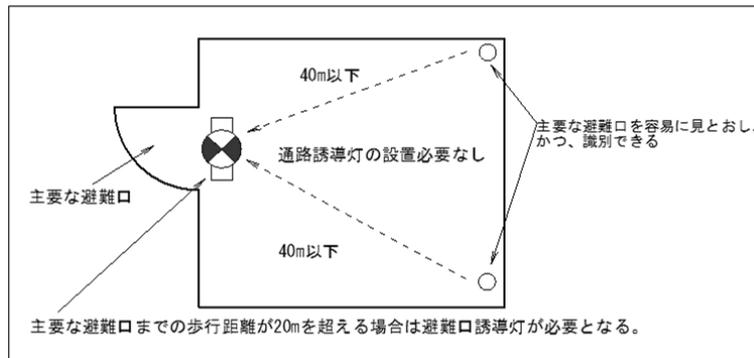
ウ 避難階にある居室の場合

避難階にある居室で次の(ア)から(ウ)までに該当するものは、避難口誘導灯の設置を要しない。

- (ア) 直接地上に通じる避難口（主として当該居室に存する者が利用するものに限る。）を有していること。
 - (イ) 室内の各部分から、避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30m以下であること。
 - (ウ) 蓄光式誘導標識が次により設けられていること。（別記1参照）
 - a 蓄光式誘導標識は、高輝度蓄光式誘導標識とすること。
 - b 蓄光式誘導標識は、避難口の上部又はその直近の箇所に設けること。
 - c 蓄光式誘導標識は、性能を保持するために必要な照度が照明により確保されている箇所に設けること。
 - d 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は蓄光式誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。
- (2) 通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分
- ア 避難階（無窓階を除く。）の場合

令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が40m以下であるものは、通路誘導灯の設置を要しない（避難口誘導灯から規則第28条の3第2項で定める有効範囲を超える場所が存する場合を除く。）。

（第16-5図、第16-7-1図、第16-7-2図参照）

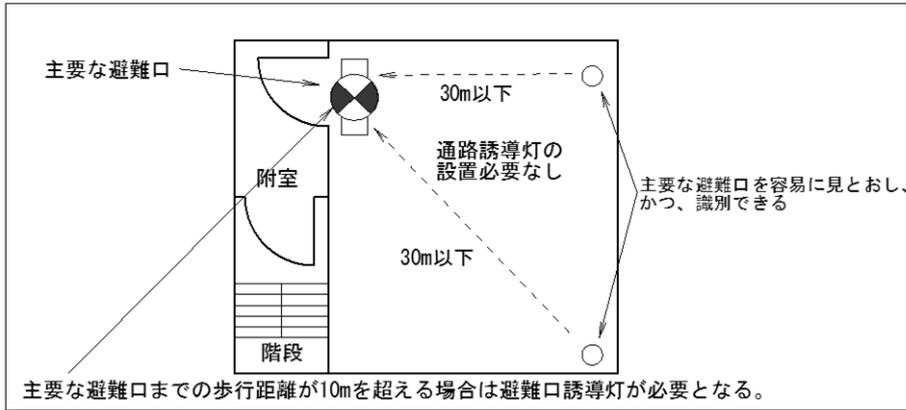


第16-5図 通路誘導灯の設置緩和例

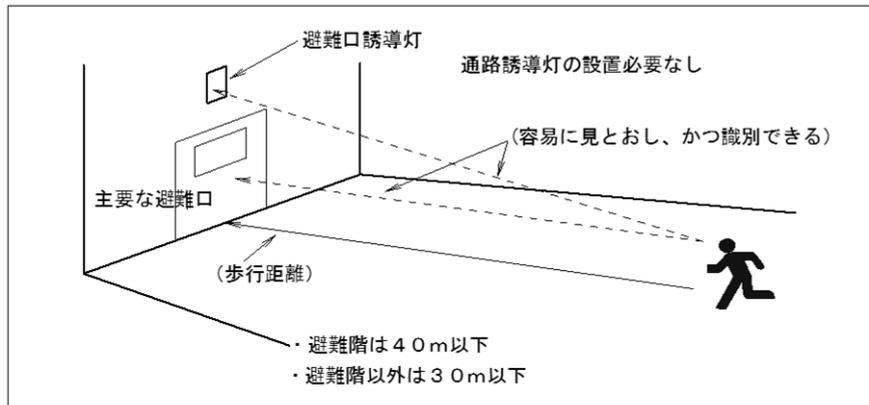
イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）

令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が30m以下であるものは、通路誘導灯の設置を要しない（避難口誘導灯から規則第28条の3第2項で定める有効範囲を超える場所が存する場合を除く。）。

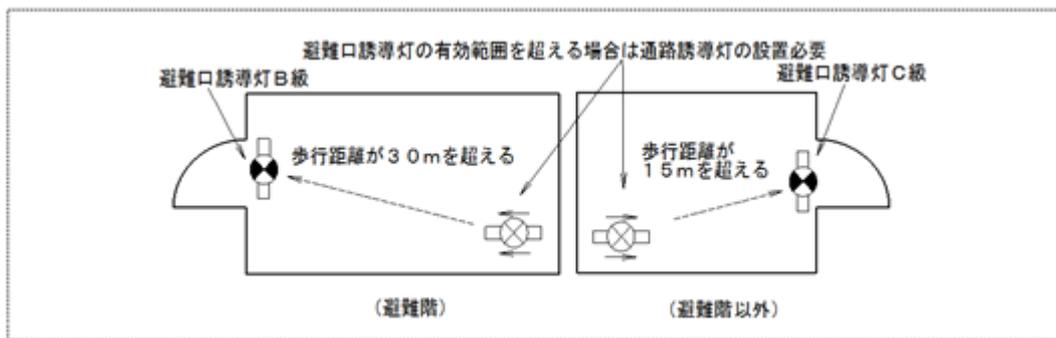
（第16-6図、第16-7-1図、第16-7-2図参照）



第16-6図 通路誘導灯の設置緩和例



第16-7-1図 通路誘導灯の設置緩和例



第16-7-2図

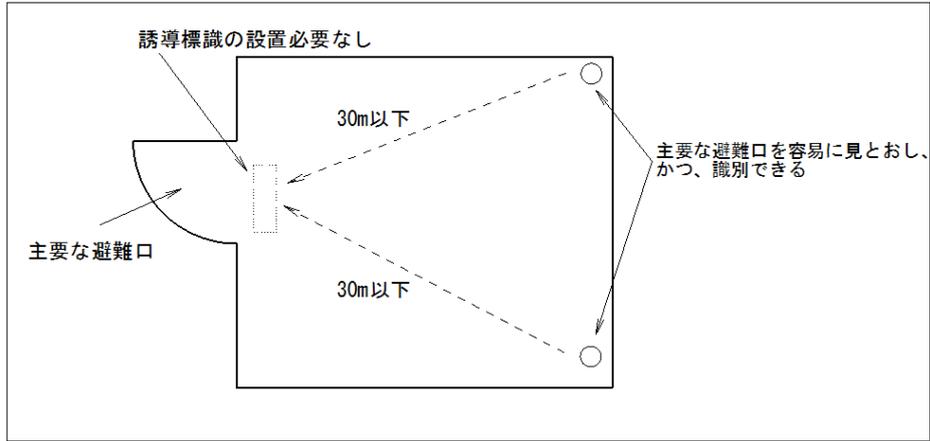
規則第28条の2第2項第1号に該当するが通路誘導灯の設置を要する場合の例

(3) 誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分

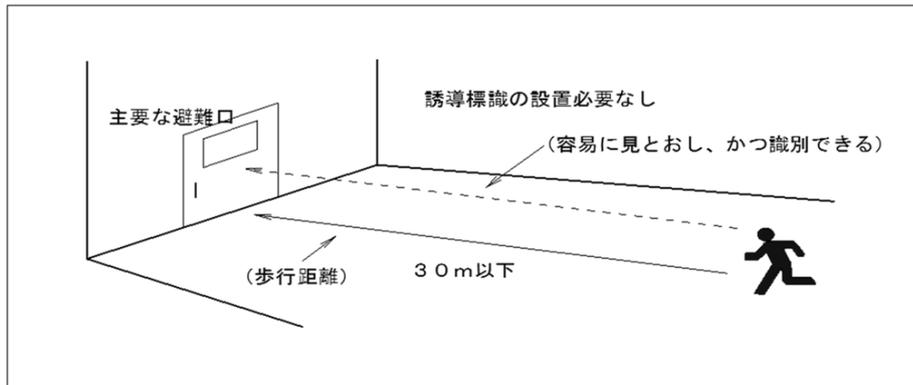
ア 避難階（無窓階を除く。）

令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が30m以下であるものは、誘導標識の設置を要しない。

(第16-8図参照) (第16-9図参照)



第16-8図 誘導標識の設置緩和例



第16-9図 誘導標識の設置緩和例

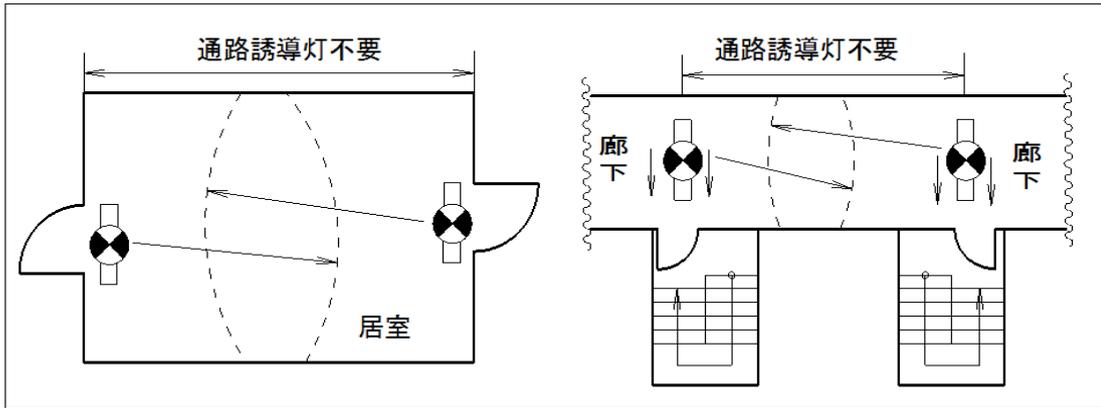
イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）

令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が30m以下であるものは、誘導標識の設置を要しない。

(4) その他

ア 設置免除の単位は階であること。ただし、(1)ウにあっては設置免除の単位は居室であり、地階及び無窓階に存する居室も当該規定の要件に適合すれば免除対象となる。

イ 規則第28条の2第2項第1号の規定に適合しない防火対象物又はその部分にあっても、廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲に包含される場合にあつては、通路誘導灯の設置を要しない。(第16-10図)



第16-10図 通路誘導灯設置緩和例

ウ 階段又は傾斜路のうち、非常用の照明装置が設けられているものは、通路誘導灯の設置を要しない。

3 誘導灯の区分及び有効範囲

(1) 誘導灯の区分

避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。（2）において同じ。）は次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる表示面の縦寸法及び同表の右欄に掲げる表示面の明るさ（常用電源により点灯しているときの表示面の平均輝度と表示面の面積の積をいう。）を有するものとしなければならない。

第16-1表

区 分		表示面の縦寸法（メートル）	表示面の明るさ（カンデラ）
避難口誘導灯	A級	0.4以上	50以上
	B級	0.2以上 0.4未満	10以上
	C級	0.1以上 0.2未満	1.5以上
通路誘導灯	A級	0.4以上	60以上
	B級	0.2以上 0.4未満	13以上
	C級	0.1以上 0.2未満	5以上

(2) 誘導灯の有効範囲

避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲は、当該誘導灯までの歩行距離が次のア又はイに定める距離のうち、いずれかの距離以下となる範囲とする。ただし、当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合、または識別することができない場合にあつては、当該誘導灯までの歩行距離が10m以下となる範囲とする。

なお、誘導灯を容易に見とおすことができない場合、または識別することができない場合の例図は、別記2を参照すること。

ア 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離

なお、当該距離については、A級にあつては縦寸法0.4m、B級にあつては0.2m、C級にあつては0.1mのものを基本とする。

第16-2表

区 分			距離 (メートル)
避難口誘導灯	A 級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40
	B 級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20
	C 級*		15
通路誘導灯	A 級	0.4 以上	20
	B 級	0.2 以上 0.4 未満	15
	C 級	0.1 以上 0.2 未満	10

*避難口誘導灯のうちC級のものについては、避難口であることを示すシンボルについて一定の大きさを確保する観点から、避難の方向を示すシンボルの併記は認めない。

(「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成11年消防庁告示第2号。以下「誘導灯告示」という。)第5第1号(6)イただし書)

イ 次の式に定めるところにより算出した距離

$$D = k h$$

Dは、歩行距離 (メートル)

hは、避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法 (メートル)

kは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

第16-3表

区 分		k の値
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボルのないもの	150
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	100
通路誘導灯		50

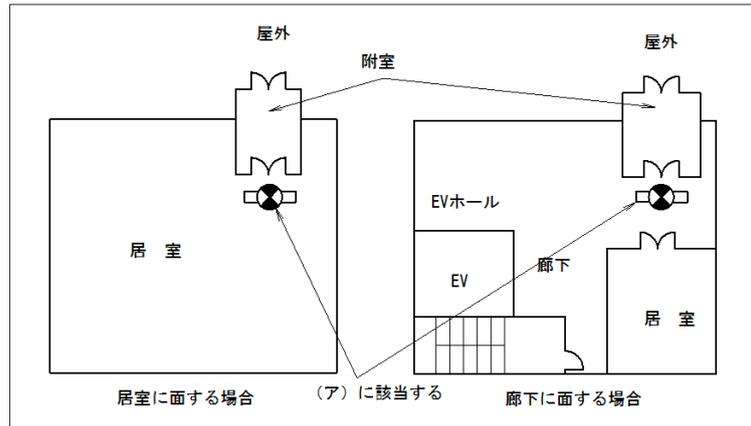
4 誘導灯及び誘導標識の設置位置要領等

(1) 避難口誘導灯

ア 設置箇所

避難口誘導灯は、次に掲げる避難口に設置すること。

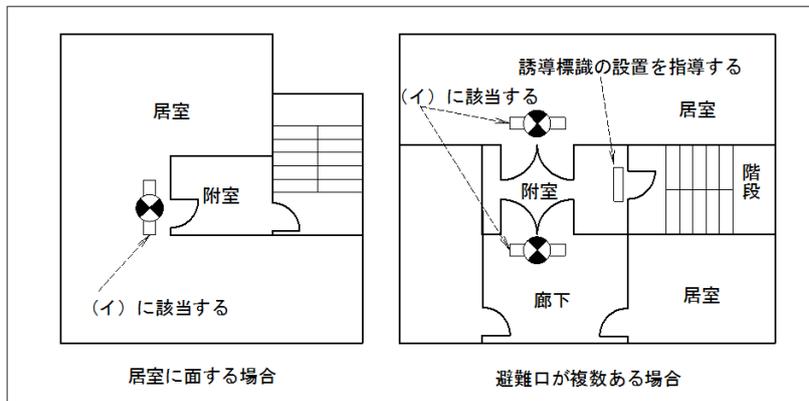
(ア) 屋内から直接地上へ通じる出入口 (附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口) (第16-11図参照)



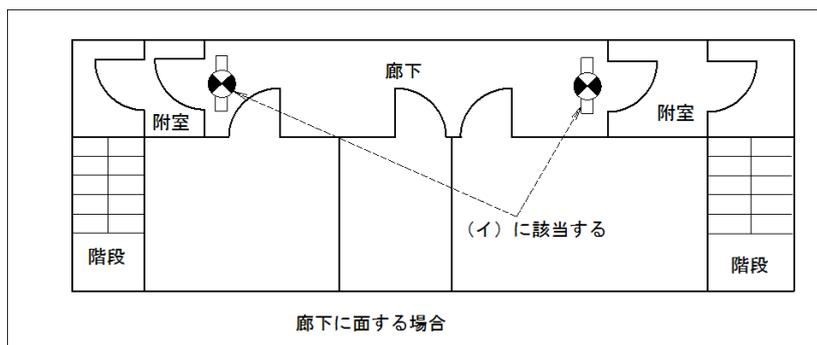
第16-11図 屋内から直接地上へ通ずる出入口の例

(イ) 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）

なお、附室内に複数の出入口があるため、階段への出入口が識別できない場合には、当該出入口に誘導標識の設置を指導すること。●（第16-12図参照）（第16-13図参照）



第16-12図 直通階段の出入口の例

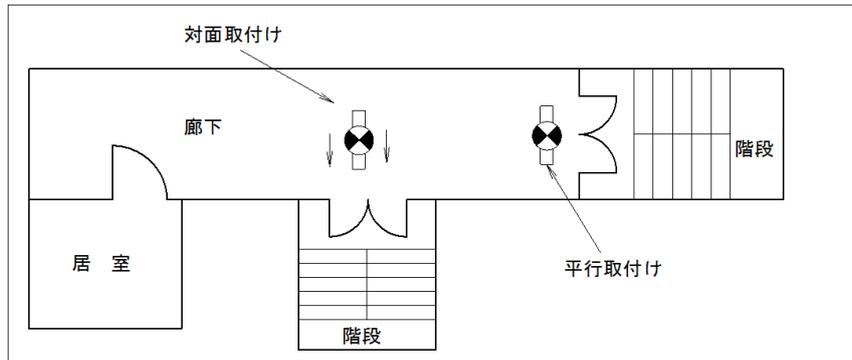


第16-13図 直通階段の出入口の例

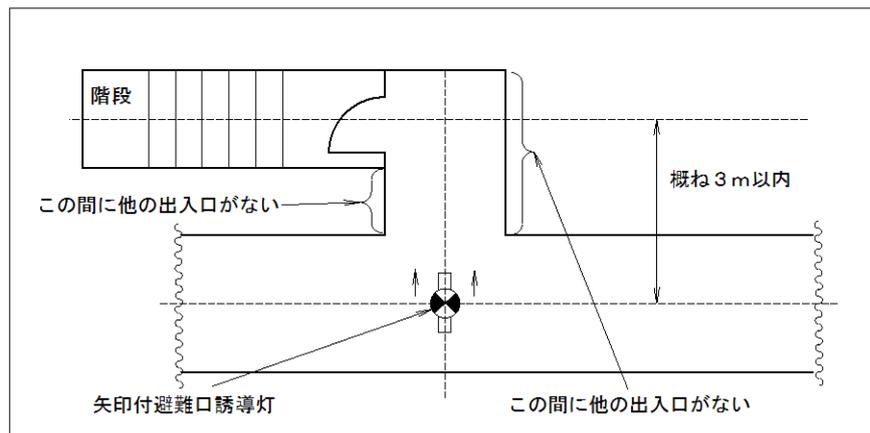
(ウ) (ア)又は(イ)に掲げる避難口に通ずる廊下等への出入口（室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が100㎡（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するもの）にあっては、400㎡）以下である居室の出入口を除く。（第16-14図参照）

なお、「防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者」とは、防火対象物の避難経路等について熟知している者をいい、通常出入りせず、内部の状態に疎い者は含まれない。

- とすること。●（第16-16図参照）
- b 廊下等から屈折して避難口に至る場合にあっては、矢印付のものを設置すること。●（第16-17図参照）
- c 誘導灯の表示面のシンボルは誘導灯告示別図第1に記載されている向きのを原則とするが、避難口の構造等から避難方向が明らかに右方向である場合は、シンボルを反転した表示面のものを設置すること（通路誘導灯及び誘導標識についても同じ。）。●

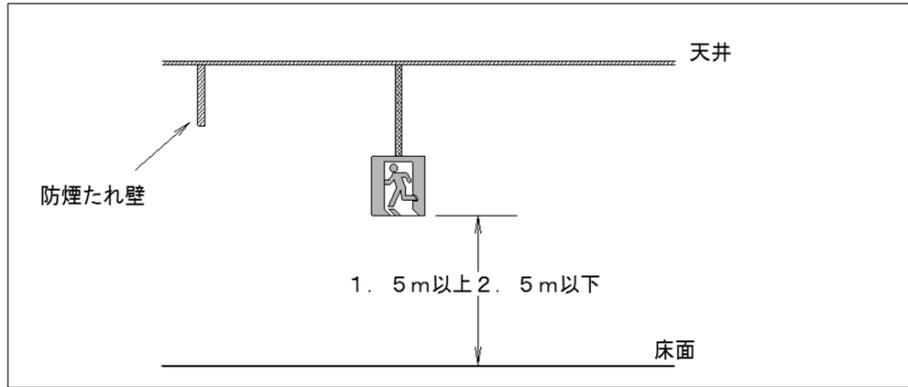


第16-16図 避難口誘導灯の設置例



第16-17図 避難口誘導灯の設置例

- (イ) 避難口誘導灯は、避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。
- (ウ) 避難口の上部又はその直近で、床面から誘導灯の下面までの高さが、1.5m以上 2.5m以下となるように設置すること。ただし、建築物の構造上この部分に設置できない場合又は位置を変更することにより容易に見とおすことができる場合にあっては、これによらないことができる。●（第16-18図参照）
- (エ) 直近に防煙垂れ壁等がある場合は、視認性を確保するため当該垂れ壁等より下方に設けること。（第16-18図参照）



第16-18図 避難口誘導灯の設置高さの例

- (オ) 避難口誘導灯を次のa又はbに掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合は、当該誘導灯の区分がA級又はB級のもの（表示面の平均輝度が20以上のもの又は点滅機能を有するもの）とすること。ただし、当該防火対象物の関係者のみが使用する場所にあつては、この限りでない。
- a 令別表第1(10)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物
 - b 令別表第1(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階又は同表(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、当該階の床面積が1000㎡以上のもの。
- (カ) 雨水のかかるおそれのある場所又は湿気の滞留するおそれのある場所に設ける避難口誘導灯は、防水構造とすること。
- (キ) 避難口誘導灯は、通行の障害とならないように設けること。
- (ク) 直通階段（屋内に設けるものに限る。）から避難階に存する廊下又は通路に通じる出入口には、避難口誘導灯を設けること。●
- ただし、避難階又は地上に通じることが容易に判別できる場合はこの限りでない。
- (ケ) 避難口誘導灯の周囲には、誘導灯と紛らわしい又は誘導灯をさえぎる灯火、広告物、掲示物等を設けないこと。
- また、誘導灯の視認障害を発生させるディスコ等の特殊照明回路には、信号装置と連動した開閉器を設け、火災発生時には当該特殊照明を停止させること。●
- (コ) 地震動等に耐えられるよう壁、天井等に堅固に固定すること。●
- (サ) 屋内から直接地上へ通じる出入口又は直通階段の出入り口に附室が設けられている場合にあっては、避難口誘導灯は当該附室の出入口に設ければよく、近接した位置に二重に設ける必要はないこと。●

(2) 通路誘導灯

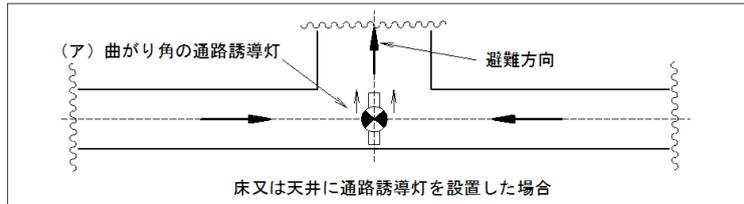
ア 設置箇所

通路誘導灯は、次に掲げる箇所に設けること。

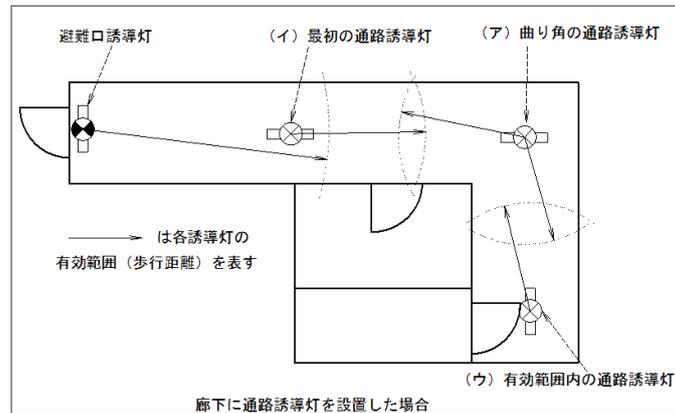
(ア) 曲り角

(イ) 規則第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所

(ウ) (ア)及び(イ)のほか、廊下又は通路の各部分(避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。)を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所(第16-19図参照)(第16-20図参照)



第16-19図 通路誘導灯の設置例



第16-20図 通路誘導灯の設置例

イ 設置要領

(ア) 通路誘導灯は、通行の障害とならないように設けること。

(イ) 通路誘導灯(階段又は傾斜路に設けるものを除く。)を次のa又はbに掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合には、当該誘導灯の区分がA級又はB級のもの(表示面の平均輝度が25以上のものに限る。)とすること。ただし、通路誘導灯を廊下に設置する場合であって、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができるときは、この限りでない。また、当該防火対象物の関係者のみが使用する場所にあつては、この限りでない。

a 令別表第1(10)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物

b 令別表第1(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階又は同表(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、当該階の床面積が1000㎡以上のもの

(ウ) 雨水のかかるおそれのある場所又は湿気の滞留するおそれのある場所に設ける誘導灯は、防水構造とすること。

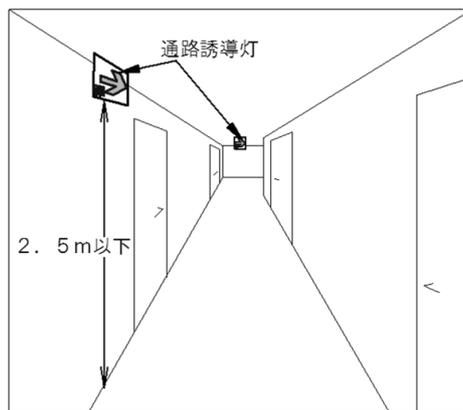
(エ) 床面に設ける通路誘導灯は、荷重により破壊されない強度及び耐久性を有するものである

こと。

- (オ) 床面に埋め込む通路誘導灯は、器具面を床面以上とし、突出し部分は5mm以下とすること。●
- (カ) 廊下等の直線部分に2以上通路誘導灯を設置する場合は、おおむね等間隔となるように設置すること。●
- (キ) 地震動等に耐えるよう壁、床等に堅固に固定すること。●
- (ク) 通路誘導灯の設置高さについては次のとおりとすること。
 - α 床面から誘導灯の下面までの高さが、2.5m以下（令別表第一(2)項ニ、(16)項イ、(16)の2)項及び(16)の3)項に掲げる防火対象物（同表16項イ、(16)の2)項及び(16)の3)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供する部分に限る。）（以下「(2)項ニを含む防火対象物」という。）の通路部分に設けるものを除く。）となるように設置すること。

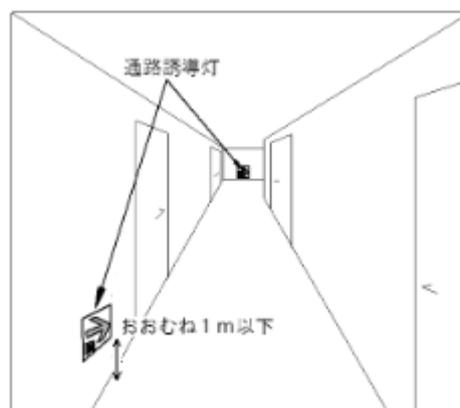
ただし、建築物の構造上この部分に設置できない場合又は位置を変更することにより容易に見とおすことができる場合にあっては、これによらないことができる。

（第16-21図参照）●



第16-21図 通路誘導灯の設置例（(2)項ニを含む防火対象物以外の防火対象物）

- β (2)項ニを含む防火対象物に設ける通路誘導灯（階段及び傾斜路に設けるものを除く。）にあっては、床面又はその直近（床面から誘導灯の下面の高さがおおむね1m以下である部分という。）の避難上有効な箇所に設けること。（第16-22図参照）

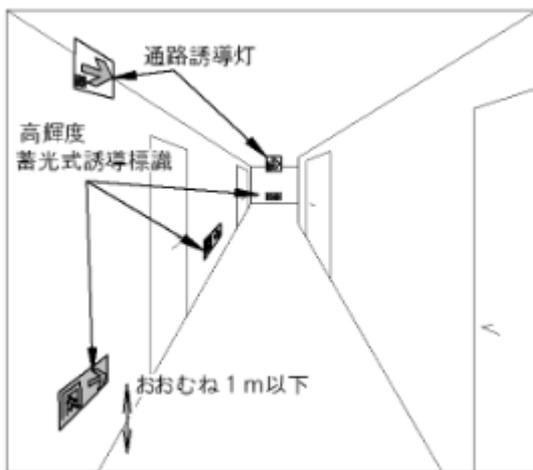


第16-22図 通路誘導灯の設置例（(2)項ニを含む防火対象物）

ただし、蓄光式誘導標識が通路誘導灯を補完するために次の(a)から(e)のとおり設けられている場合(第16-23-1図参照)、又は、光を発する帯状の標示を設けることその他の方法によりこれと同等以上の避難安全性が確保されている場合(第16-23-2図、別記3参照)にあつては、この限りでない。

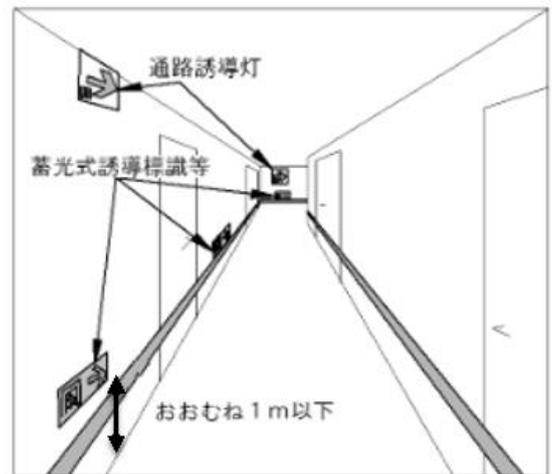
なお、蓄光式誘導標識を設ける場合には、第16-24図に示すように避難方向を示していることを明確に認識できるように、誘導灯告示に規定されている矢印に避難口であることを示すピクトグラムを組み合わせた標識とすること。●

- (a) 蓄光式誘導標識は、高輝度蓄光式誘導標識とすること。
- (b) 蓄光式誘導標識は、床面又はその直近の箇所(床面から蓄光式誘導標識の下面の高さがおおむね1m以下である部分をいう。)に設けること。
- (c) 廊下及び通路の各部分から一の蓄光式誘導標識までの歩行距離が7.5m以下となる箇所及び曲がり角に設けること。
- (d) 蓄光式誘導標識は、性能を保持するために必要な照度が照明により確保されている箇所に設けること(照度等については、別記1-2によること。)
- (e) 蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は蓄光式誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。



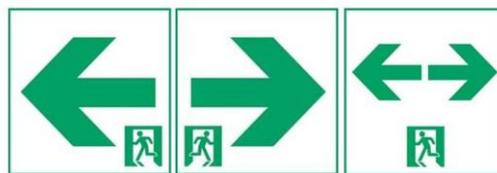
第16-23-1図

高輝度蓄光式誘導標識及び通路誘導灯の設置例((2)項ニを含む防火対象物)



第16-23-2図

光を発する帯状の標示の設置例((2)項ニを含む防火対象物)



第16-24図 矢印とピクトグラムを組み合わせた例

- (ケ) 直近に防煙たれ壁等がある場合は、当該防煙たれ壁等より下方の位置に設置すること。●

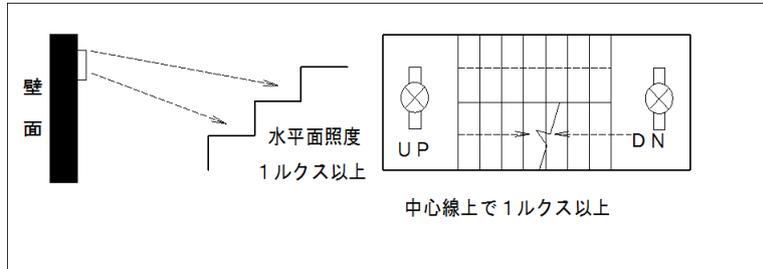
(3) 階段通路誘導灯

ア 設置箇所

階段又は傾斜路には、階段通路誘導灯を設けること。

イ 設置要領

- (ア) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯にあっては、踏面又は表面及び踊場の中心線の照度が1ルクス以上となるように設けること。(第16-25図参照)



第16-25図 階段通路誘導灯の設置例

- (イ) 地震動等に耐えられるよう壁、床等に堅固に固定すること。

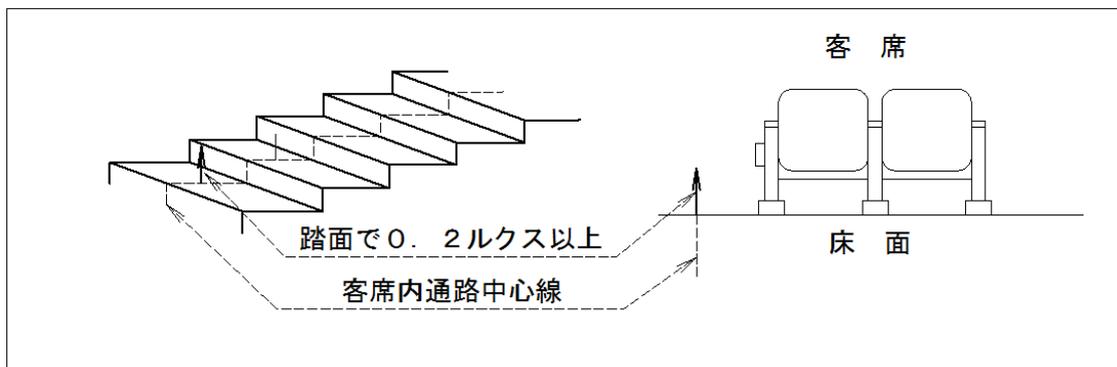
(4) 客席誘導灯

ア 設置箇所

客席誘導灯は、令別表第1(1)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物の部分で、同表(1)項に掲げる防火対象物の用途に供されるものの客席に設けること。

イ 設置要領

- (ア) 客席誘導灯の客席における照度は、客席内の通路の床面における水平面で0.2ルクス以上であること。
- (イ) 客席内通路が階段状になっている部分にあっては、客席内通路の中心線上において、当該通路部分の全長にわたり照明できるものとし、かつ、その照度は、当該通路の中心線上で測定し、必要な照度を得られること。(第16-26図参照)



第16-26図 客席誘導灯の設置例

- (ウ) 客席を壁、床等に機械的に収納できる構造のものにあっては、当該客席の使用状態において避難上有効な照度を得られるよう設置すること。

- (エ) 原則として、床面から0.5m以下の高さに設けること。
 - (オ) 客席誘導灯は、避難上支障とならないように設置すること。
 - (カ) 地震動等に耐えられるよう壁、床等に堅固に固定すること。●
- (5) 表示複合形誘導灯
- 表示複合形誘導灯の設置箇所及び設置要領は、(1)、(2)、(3)の例によるほか、その標識灯標示内容は、避難誘導効果を阻害しないものであり、公共的なものであること。また、避難の方向性が相反しないものであること。●
- (6) 灯火を内蔵した標識板（以下「標識灯」という。）と並列設置される誘導灯
- 標識灯と並列設置される誘導灯の設置箇所及び設置要領は、(1)、(2)、(3)及び(5)の例によるほか次によること。なお、並列設置とは標識灯を誘導灯の短辺に接して設置することをいう。
- ア 標識灯に使用される色は、概ね「緑色」又は「赤色」以外のものであること。
 - イ 標識灯の表示面の平均輝度は、誘導灯の表示面の平均輝度以下であること。
 - ウ 標識灯の電源回路は、誘導灯の電源回路と別回路とすること。
- (7) 誘導標識
- ア 設置箇所
 - (ア) 避難口に設ける誘導標識は、規則第28条の3第3項第1号に掲げる避難口の上部等に設けること。
 - (イ) 廊下又は通路に設ける誘導標識は、廊下又は通路及びその曲り角の床又は壁に設けること。
 - イ 設置要領
 - (ア) 避難口又は階段に設けるものを除き、各階ごとにその廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が7.5m以下となる箇所及び曲がり角に設けること。
 - (イ) 多数の者の目に触れやすく、かつ、採光が識別上十分である箇所に設けること。
 - (ウ) 誘導標識の周囲には、誘導標識とまぎらわしい又は誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。
 - (エ) 誘導標識は、容易にはがれないよう接着剤等で固定すること。
 - ※扉、床等に塗料を用い、誘導標識の基準に準じ表示したものにあっては、誘導標識として取り扱うことができる。●
- (8) 点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯
- 点滅機能を付加した誘導灯（以下「点滅形誘導灯」という。）、音声誘導機能を付加した誘導灯（以下「誘導音装置付誘導灯」という。）並びに点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯（以下「点滅形誘導音装置付誘導灯」という。）の設置箇所及び設置要領は、(1)の例によるほか次によること。
- ア 設置箇所
 - (ア) 点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯又は点滅形誘導音装置付誘導灯（以下「点滅形誘導灯等」という。）は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置すること。●
 - a 視力又は聴力の弱い者が出入りする防火対象物で、これらの者の避難経路となる部分
 - b 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の地階のうち、売場面積が1000㎡以上の階で売場面に面する主要な出入口
 - c 不特定多数の者が出入りする防火対象物で誘導灯を容易に識別しにくい部分

(イ) 規則第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けてはならないこと。

イ 設置要領

(ア) 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動すること。なお、自動火災報知設備は、十分な非火災報対策が講じられていること。

(イ) 点滅形誘導灯等は、(1)イによるほか、別記4連動式誘導灯設備の基準によること。

(ウ) 規則第24条第1項第5号ハに規定する自動火災報知設備の地区音響装置の区分鳴動を行う防火対象物又はその部分に設置する場合にあっては、原則として地区音響装置の区分鳴動を行う階に設置される誘導灯についてのみ、点滅及び誘導音を発生させるもの(以下「区分動作方式」という。)であること。●

(エ) 非常警報設備として放送設備が設置されている防火対象物にあっては、誘導音装置付誘導灯の設置位置又は当該誘導音装置の音圧レベルを調整する等により、非常放送の内容の伝達が困難又は不十分とならないように措置すること。ただし、放送設備と連動して誘導音を停止する装置を設けた場合は、この限りでない。●

(オ) 避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備等の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅及び誘導音が停止すること。ただし、次に掲げる場所に設置するものにあっては、この限りでない。

a 屋外階段の階段室及びその付室の出入口

b 開放階段(「消防法施行規則第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第7項第3号の規定に基づく屋内避難階段等の部分を定める件(平成14年消防庁告示第7号)」に規定する開口部を有する階段。)の階段室及びその付室の出入口

c 特別避難階段の階段室及びその付室の出入口

d 最終避難口及びその付室の出入口

(カ) (オ)の場合において、当該階段室には、煙感知器を規則第23条第4項第7号の規定に準じて、次のいずれかにより設け、出火階が地上階の場合にあっては出火階の直上階以上、地下階の場合にあっては地階の点滅等を停止させるものであること。

a 地上階にあっては点滅形誘導灯等を設置した直下階に、地下階にあっては地下1階に点滅等の停止専用の煙感知器(第2種蓄積型又は第3種蓄積型)を設けること。なお、当該煙感知器には、その旨の表示を付すこと。

b 自動火災報知設備の煙感知器が、当該階段室の煙を感知することができるよう設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合にあっては、aにかかわらず当該煙感知器と連動させてよいものであること。

※ 自動火災報知設備の感知器を用いて点滅等の停止をさせる場合は、出火階の火災信号と、階段室に設けられた煙感知器の作動信号とを演算処理できる信号装置を設ける必要がある。

(キ) (カ)bにより点滅等を停止させる場合の受信機には、点滅等の停止を有効に作動させるための非常電源(当該誘導灯が規則第28条の3第4項第10号に規定する時間以上有効に作動させることができる容量を有するもの)を付置すること。●

(ク) 誘導音の指向性を損なわないように設置すること。

5 誘導灯の消灯及び点灯

(1) 誘導灯を消灯できる防火対象物又はその部分は、次のとおりとする。

ア 無人の防火対象物

(ア) 休日、夜間等において定期的に無人の状態が繰り返される防火対象物（警備員、宿直者等によって管理を行っているものは無人とみなす。）

(イ) 無人の倉庫等

イ 外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所

外光により誘導灯を容易に識別できる（以下「有効外光状態」という。）部分

ウ 利用形態により特に暗さが必要である場所

(ア) 令別表第1(1)項及び(8)項に掲げる防火対象物、同表(16)項に掲げる防火対象物の同表(1)項及び(8)項の用途に供される部分並びにこれらに準ずる部分のうち、通常の使用状態において特に暗さが要求され、かつ、誘導灯の点灯が、当該防火対象物又はその部分の使用目的の障害のおそれがある劇場、映画館、プラネタリウム等の用途に供される場所

(イ) 集会場等の演出効果のため、一時的（数分程度）に消灯する必要がある部分

(ウ) 通常の使用状態において常時暗さが要求される遊園地のアトラクション等の使用目的の障害になるおそれがあり、かつ、令別表第1(2)項(飲酒を伴うものに限る。)及び(3)項に掲げる用途に供される部分を除く場所(以下「常時暗さが必要とされる場所」という。)

エ 主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所

(ア) 令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口及び(10)項から(15)項まで及び(16)項口に掲げる防火対象物にあっては、通常、当該防火対象物の関係者及びその従業員、使用人等以外の者が存しない部分

(イ) 令別表第1(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあっては、当該防火対象物の関係者及びその従業員、使用人等のみが使用し、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない部分

(ウ) 常時施錠されている電気室、機械室、倉庫等

オ 規則第28条の3第3項第1号ニに掲げる場所で常時開放されている部分

(2) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯については、常時点灯することを要しない。

(3) 消灯できる期間

ア (1)アに掲げる防火対象物又はその部分の消灯できる期間は、無人状態に限るものであること。

イ (1)イに掲げる防火対象物又はその部分の消灯できる期間は、有効外光状態に限るものであること。

ウ (1)ウに掲げる対象場所の消灯できる期間は、通常の使用状態において特に暗さが要求され、かつ、誘導灯の点灯が、当該部分の使用目的の障害になるおそれがある場合に限るものであること。

(ア) 常時暗さが必要とされる場所における消灯は、営業時間内であること。

なお、清掃、点検等のために人が存する場合には、消灯はできない。

(イ) 一定時間継続して暗さが必要とされる場所における消灯は、映画館及び劇場における上演中等当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内であること。

(ウ) 一次的（数分程度）に暗さが必要とされる場所における消灯は、催し物全体の中で特に暗

さが必要とされる状態で使用されている時間内であること。

(4) 消灯及び点灯方法

ア 無人状態における消灯は、原則として信号装置を用い、手動で一括消灯し、自動火災報知設備の火災信号及び手動信号により点灯すること。ただし、自動火災報知設備の設置がなく、かつ、警備員、宿直員等がない防火対象物では、信号装置に接続した施錠連動点滅器又は照明器具連動点滅器の操作と連動して点灯すること。

イ 有効外光状態における消灯は、原則として信号装置を用い、光電式自動点滅器による自動点滅とし、かつ、自動火災報知設備の火災信号及び手動信号により点灯すること。

ウ 消灯は、(3)ウの期間において、その都度、手動で行う方式とし、消灯及び点灯する点滅器、開閉器等は、消灯対象物を見とおせる場所又はその付近に設けること。ただし、消灯対象場所に使用されている一般の照明器具の消灯と連動して誘導灯が自動的に消灯するものにあつては、この限りでない。

エ 点灯は、次の各号のいずれかに適合すること。

(ア) 自動火災報知設備の作動と連動して誘導灯が自動的に点灯するものであること。

(イ) 消灯対象場所に使用されている一般の照明器具と連動して誘導灯を消灯する場合の点灯は、当該照明器具の点灯と連動して誘導灯が自動的に点灯するものであること。

(ウ) (1)ウ(イ)に掲げる一時消灯については、自動復帰形点滅器を用い手動操作により行うことができる。

オ (1)エに掲げる防火対象物又はその部分の消灯は、原則として信号装置を用い、手動で消灯し、かつ、自動火災報知設備の火災信号により点灯すること。ただし、(1)エ(ウ)に掲げる部分の点灯は、アただし書きによることができるものとする。

カ (1)オに掲げる部分の消灯は、防火戸等の開閉に連動する自動点滅器等を用い、当該防火戸等の開放時のみ消灯できるものであること。

キ 階段又は傾斜路の誘導灯については、自動点滅器又は手動点滅器等により消灯及び点灯することができること。

(5) 接続方法

接続方法等は、別記4連動式誘導灯設備の基準によること。

(6) 配線等

ア 誘導灯を消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。

イ 操作回路の配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例によること。

ウ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等は、防災センター等に設けること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合には、防災センター等のほか、当該場所を見とおすことができる場所、又はその付近に設けることができること。

エ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等にはその旨を表示すること。

(7) 消灯時の留意事項

(3)ウの期間において、消灯を行う場合には、誘導灯が消灯されること、火災の際には誘導灯が点灯すること及び非常口の位置等避難の方法について掲示しておくか又はあらかじめ放送等により、在館者に説明すること。●

6 電源及び配線

- (1) 誘導灯の常用電源回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。
- (2) 常用電源からの配線は、配電盤又は分電盤から専用回路とし、途中で開閉器又は点滅器等を設けないこと。
- (3) 操作回路の配線等は、5(6)イの例によること。
- (4) 専用回路の開閉器には、誘導灯である旨を表示すること。
- (5) 常用電源からの専用回路は、2以上の階（小規模の防火対象物を除く。）にわたらないこと。ただし、7(1)のただし書きに定める誘導灯及び階段の通路誘導灯にあっては、各階系統ごととすることができる。●
- (6) 非常電源と常用電源との切替装置及び常用電源の停電検出装置の取付場所は、原則として誘導灯回路を分岐している分電盤、配電盤又は誘導灯器具内とすること。ただし、切替装置を内蔵する浮動充電方式の蓄電池設備を用いるものにあつては、これによらないことができる。●

7 非常電源

- (1) 直交変換装置を有しない蓄電池設備によるものとし、その容量を誘導灯を有効に20分間作動できる容量以上とすること。ただし、次に掲げる防火対象物で、規則第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口、避難階の直通階段から同号イに掲げる避難口に通ずる廊下及び通路、乗降場（地階にあるものに限る。）並びにこれに通じる階段、傾斜路及び通路並びに直通階段に設けるもの（4(2)イ(ク)bのただし書きにより蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分にあつては、通路誘導灯を除く。（第16-28図参照、別記3参照））にあつては、60分間(20分間を超える時間における作動に係る容量にあつては、直交変換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備及び燃料電池設備によるものを含む。)以上とすること。（第16-27図参照）

なお、配線や自家発電設備等の基準については、規則第12条第1項第4号イ、(イ)から(ニ)まで及び(へ)、ロ、(ロ)から(ニ)まで、ハ(イ)から(ニ)まで、ニ(イ)及び(ロ)並びにホの規定の例により設けること。

ア 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすもの

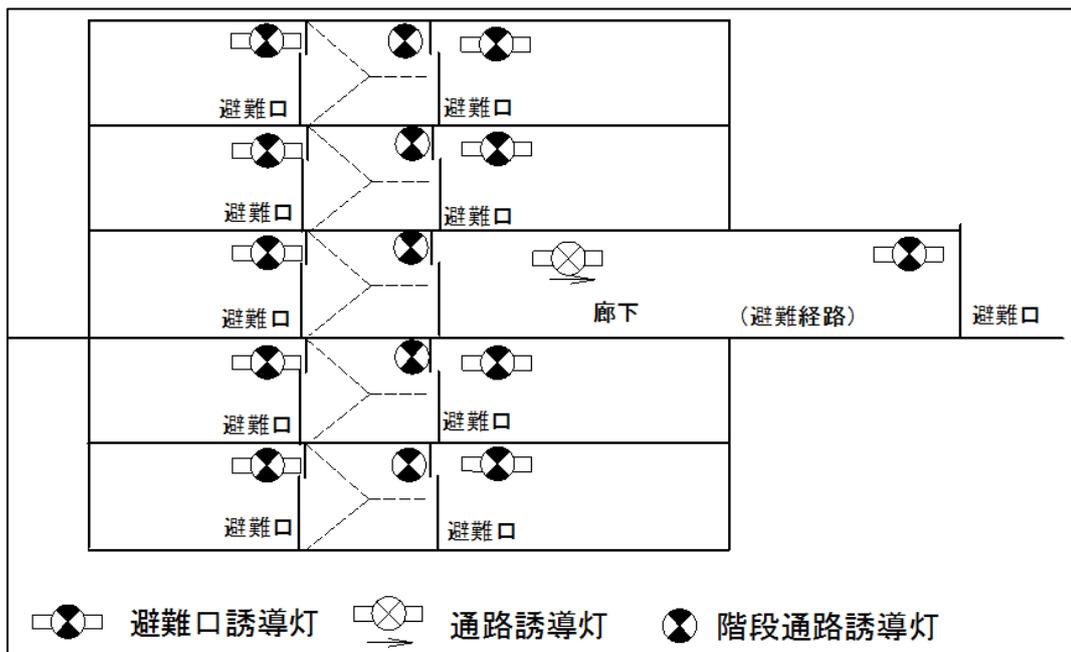
(ア) 延べ面積50,000㎡以上

(イ) 地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積が30,000㎡以上

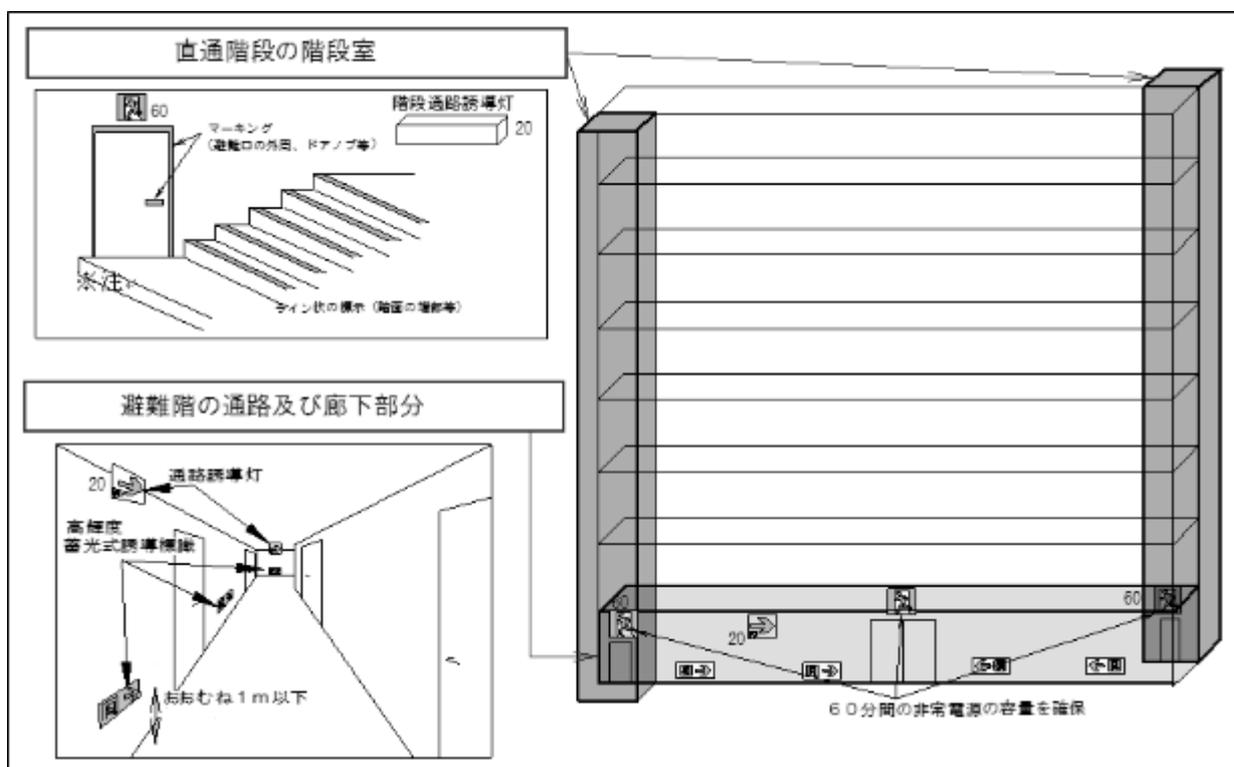
イ 令別表第1(16)の2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積1,000㎡以上のもの

ウ 令別表第1(10)項又は(16)項に掲げる防火対象物（同表(16)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(10)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、乗降場が地階にあり、かつ、消防長又は消防署長が避難上必要があると認めて指定したもの

- (2) (1)アからウに掲げる防火対象物で規則第28条の2第2項第5号に掲げる階段又は傾斜路のうち、乗降場（地階にあるものに限る）に通ずる階段及び傾斜路並びに直通階段に設けた非常用の照明装置（4(2)イ(ク)bのただし書きにより蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分を除く。）にあつては60分間作動できる容量以上とすること。



第16-27図 非常電源を60分以上必要とする誘導灯の設置例



※注 60分間経過した後の表示面が75ミリカンデラ毎平方メートル以上の平均輝度を有する高輝度蓄光式誘導標識

第16-28図 大規模・高層の防火対象物の高輝度蓄光式誘導標識の設置例

別記1 蓄光式誘導標識に係る運用

1 規則第28条の2第1項第3号、第2項第2号及び第3項第3号に規定する誘導灯及び誘導標識の設置を要しない居室についての運用は次のとおりとする。

- (1) 設置免除の適用単位は「居室」であり、地階及び無窓階に存する居室（例えば、傾斜地において階全体としては地階扱いとなるが、当該居室は直接地上に面しているもの等）も、当該規定の要件に適合すれば免除対象となるものであること。
- (2) 規則第28条の2第1項第3号イ、第2項第2号イ及び第3項第3号イに規定する「主として当該居室に存する者が利用する」避難口とは、当該居室に存する者が避難する際に利用するものであって、当該居室以外の部分（主として従業員のみが使用するバックヤード等（小規模な事務所等を含む。）を除く。）に存する者が避難する際の動線には当たっていないものをいうものであること（例えば、一階層のコンビニエンスストアにおける売場部分の出入口等）。
- (3) 上記(2)の避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離がおおむね15m以上となる場合において、避難上有効な視認性を確保するためには、（規則第28条の3第2項第2号の誘導灯の例と同様に）次式により求めた値により、蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の大きさを確保すること。

$$D \leq 150 \times h$$

D：避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離 [m]

h：蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法 [m]

当該対象物における蓄光式誘導標識の設置イメージは図1を参考とすること。

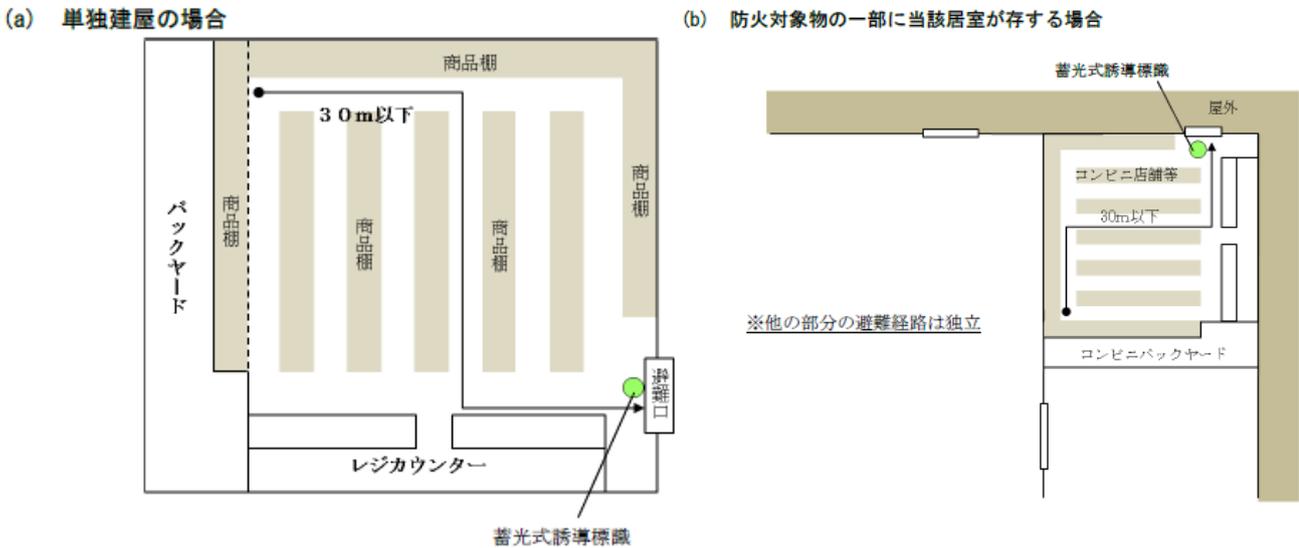


図1 避難口誘導灯の設置を要しない居室の例

- (4) 蓄光式誘導標識が設置された防火対象物においては、その性能を保持するために必要な照度を常時確保すること。ただし、無人の防火対象物又はその部分について、無人状態から有人状態に切り替わる際に、蓄光式誘導標識が所期の性能を確保されるよう措置されているものにあつてはこの限りでない。

2 規則第28条の2第1項第3号ハ中の「燐光等により光を発する誘導標識が消防庁長官が定めるところにより設けられている」とは、誘導灯告示第3第1号及び次の(1)から(5)までによること。

なお、避難口に設ける蓄光式誘導標識にあつては、緑色の部分が光らないことから、図2に示すような枠を設けている標識を設置することが望ましいものであること。

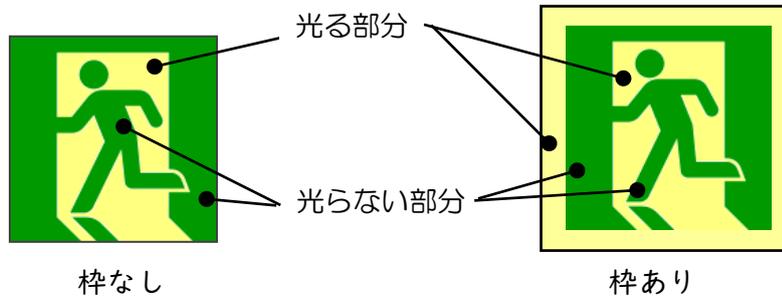


図2 避難口に設ける蓄光式誘導標識の例

- (1) 誘導灯告示基準第3第1号(3)及び第3の2第4号に規定する「性能を保持するために必要な照度」としては、停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後の蓄光式誘導標識の表示面において、100ミリカンデラ毎平方メートル以上(規則第28条の2第1項第3号、第2項第2号及び第3項第3号の規定において蓄光式誘導標識を設ける避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離が15m以上となる場合にあっては20分間経過した後の表示面が300ミリカンデラ毎平方メートル以上、規則第28条の2第2項第5号及び第28条の3第4項第10号の規定において蓄光式誘導標識を設ける場合にあっては60分間経過した後の表示面が75ミリカンデラ毎平方メートル以上)の平均輝度となる照度を確保すること。
- (2) 上記(1)の照度は、①蓄光式誘導標識の性能、②照明に用いられている光源の特性(特に、蓄光材料の励起に必要な紫外線等の強度)に応じて異なるものであることから、図3の例により試験データを確認する等して、これらの組合せが適切なものとなっていることを確認すること。なお、主な光源の種別に応じた留意点等は次のとおりである。
 - ア 一般的な蛍光灯による照明下において、高輝度蓄光式誘導標識が設けられており、当該箇所における照度が200ルクス以上である場合には、停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後における蓄光式誘導標識の表示面が100ミリカンデラ毎平方メートル以上の平均輝度となるものとみなして差し支えない。
 - イ 最近開発・普及が進んでいる新たな光源は、従来の蛍光灯と特性が大きく異なる場合がある(例えば、現在流通しているLED照明器具は、可視光領域での照度が同レベルであっても紫外線強度は蛍光灯より小さいものが一般的である等)ことから、特に留意する必要がある。
- (3) 蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度を確保することができない場合にあっては、誘導灯を設置すること。
- (4) 蓄光材料には水等の影響により著しく性能が低下するものも有的时候から、床面、巾木等に設ける蓄光式誘導標識で、通行、清掃、雨風等による摩耗、浸水等の影響が懸念されるも

のには、耐摩耗性や耐水性を有するものを設置すること。
(5) 高輝度蓄光式誘導標識は、原則として認定品を使用すること。

蓄光式誘導標識の試験データ（参考例）

○蓄光式誘導標識の型式等： ○○○○○
○光源となる照明器具の種類： 蛍光灯・白熱電球・LED・その他（ ）
○照明器具の型式等： ○○○○○○
○測定機器の型式等
・測定機器：○○○○○
・紫外線強度計：○○○○○
・輝度計：○○○○○

照度 (lx)	紫外線強度 ($\mu\text{W}/\text{cm}^2$)	20分後の輝度 (cd/m ²)
15	○. ○	○. ○
25	○. ○	○. ○
50	○. ○	○. ○
100	○. ○	○. ○
200	○. ○	○. ○
300	○. ○	○. ○
400	○. ○	○. ○
500	○. ○	○. ○
600	○. ○	○. ○
700	○. ○	○. ○
800	○. ○	○. ○
900	○. ○	○. ○
1000	○. ○	○. ○

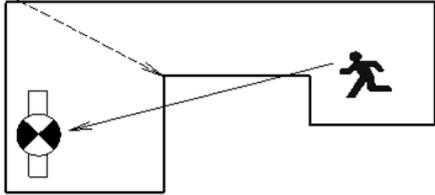
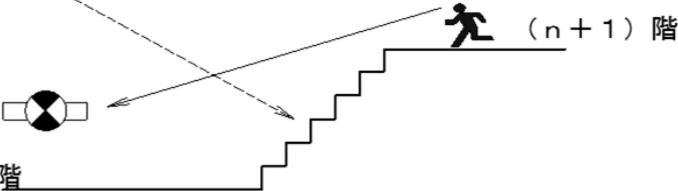
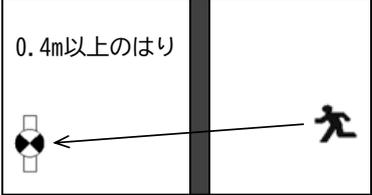
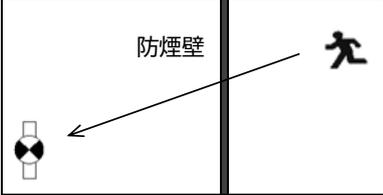
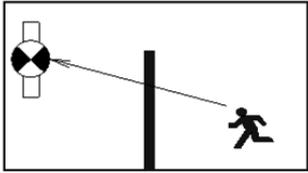
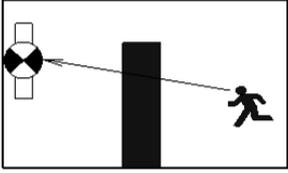
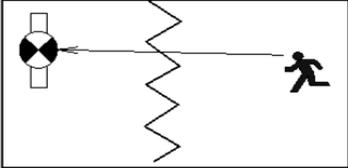
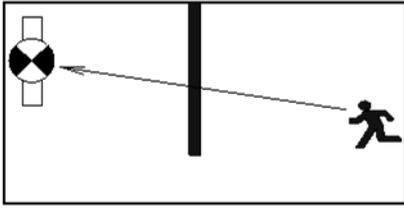
- ※1 「照度」、「紫外線強度」及び「輝度」は、照度計（JIS C1609-1の適合品等）、紫外線強度計（おおむね波長360nm～480nmの範囲を測定できるもの）、輝度計（色彩輝度計等）を用いて測定した結果を記載。
- ※2 「20分後の輝度」欄には、蓄光式誘導標識を照明器具により20分間照射し、その後20分間経過した後における測定値を記載（規則第28条の3第4項第10号の規定において誘導灯を補充するものとして蓄光式誘導標識を設ける場合にあつては、「60分後の輝度」として、照明器具により20分間照射し、その後60分間経過した後における測定値を記載）。
- ※3 当該試験データを設置届に添付する等して、試験結果報告書に記載の「設置場所の照度」と突合して、蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度が確保されていることを確認。
- ※4 蓄光式誘導標識を複数設ける防火対象物にあつては、
- 当該防火対象物に設ける蓄光式誘導標識の型式等ごとに当該試験データを添付するとともに、
 - 試験結果報告書の「設置場所の照度」についても、各設置箇所によって照度が異なる場合には、当該照度の範囲（例：○△lx～△△lx）を記載。また、必要に応じ、個別の設置箇所における照度を別紙にて添付。
- ※5 経年等に伴い、「照度」、「輝度」等が所期の条件に適しないことが、点検等の際に明らかとなった場合には、個別の状況に応じ、照明器具の交換・変更、蓄光式誘導標識の交換・変更等を適宜実施。

図3 蓄光式誘導標識の試験データ（例）

- (6) 蓄光式誘導標識のみを設置する防火対象物にあつては条例第47条の2に規定する消防用設備等の工事計画届出書の提出は要しない。(条例第47条の2第ただし書きによる工事に準じた取扱いとする。)
- (7) 上記(6)の場合においては、必要な照度等について事前協議するものとし、消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書に蓄光式誘導標識に係る照明器具の配置・種類・設置場所の照度、図3の試験データ等の必要書類を添付するよう指導すること。(誘導灯及び蓄光式誘導標識を設置する防火対象物又はその部分にあつては、これらの必要書類を消防用設備等の工事計画届出書に添付するよう指導すること。)
- (8) 蓄光式誘導標識については、性能を保持するために照度等が重要であることから、必要に応じ照度計等の機器を用いて、設置場所の照度に支障がないことを確認すること。
- (9) 蓄光式誘導標識は設置環境、設置場所、照明器具等の変更により、所期の性能が確保できなくなる可能性があることから適切に維持管理するよう関係者に周知すること。

別記2

誘導灯を容易に見とおしかつ識別することができない例

誘導灯を容易に見とおしかつ識別することができない例	備考
<p>○壁面があり陰になる部分がある場合（平面図）</p> 	
<p>○階段により階数が変わる場合（断面図）</p> 	
<p>○0.4m以上のはりがある場合（平面図）</p>  <p>○防煙壁がある場合（平面図）</p> 	<p>吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしはきかないものとする。</p>
<p>○一定以上の高さのパーティションがある場合（平面図）</p>  <p>○一定以上の高さのショーケースがある場合（平面図）</p>  <p>○一定以上の高さの可動間仕切がある場合（平面図）</p> 	<p>一定以上の高さとは通常1.5m程度とする。</p> <p>なお、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に、避難上有効に設けられている場合には、見とおせるものとする。</p>
<p>○吊広告、垂れ幕がある場合（平面図）</p> 	<p>吊広告等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしはきかないものとする。</p> <p>なお、吊広告等を設置することが予想される場合はあらかじめ留意すること。</p>

別記3 光を発する帯状の標示を設けることその他の方法

1 (2) 項ニを含む防火対象物の通路誘導灯を補完するために設置する場合 (4 (2)イ(ク)b 関係)

「光を発する帯状の標示を設けることその他の方法によりこれと同等以上の避難安全性が確保されている場合」とは、図1に示すように通路の床面や壁面に避難する方向に沿って両側にライン状に標示を行うもの等をいう。

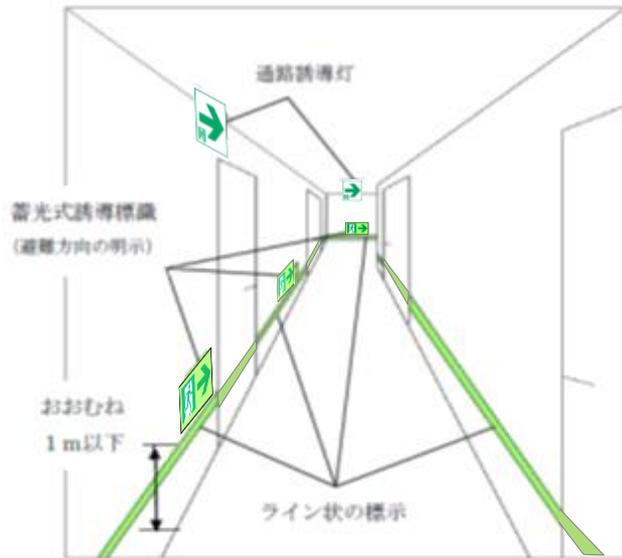


図1 床面や壁面に避難する方向に沿ってライン上に標示を行う場合の参考例

ライン状の標示等については、停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後における当該表面の平均輝度が、おおむね次式により求めた値を目安として確保されるようにすること。

$$L' \geq L \frac{100}{d'}$$

L' : 当該標示の表面における平均輝度 [ミリカンデラ毎平方メートル]

L : 2 [ミリカンデラ毎平方メートル]

d' : 当該標示の幅 [ミリメートル]

※標示の幅 d' は片側のみの値とし、両側に設置する表示は同一幅とすること。

また、当該標示を用いる場合にあっても、所期の性能が確保されるよう適切に設置・維持するとともに、図1に示すように曲り角等の必要な箇所において高輝度蓄光式誘導標識等により避難の方向を明示すること。

2 大規模・高層の防火対象物等の階段等の通路誘導灯を補完するために設置する場合（7関係）

「光を発する帯状の標示を設けることその他の方法によりこれと同等以上の避難安全性が確保されている場合」とは、通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行うものの他に、図2に示すように階段等の踏面において端部の位置を示すように標示を行うもの等をいう。なお、階段（特に、避難時に下り方向で用いられるもの）においては、転倒、転落等を防止するため、踏面端部の位置等を示すように、光を発する帯状の標示等を設けることが適当であること。

ライン状の標示等については、停電等により通常の照明が消灯してから60分間（規則第28条の3第4項第10号の規定において通路誘導灯を補完するものとして設ける場合に限る）経過した後における当該表面の平均輝度が、上記1の式により求めた値を目安として確保されるようにすること。

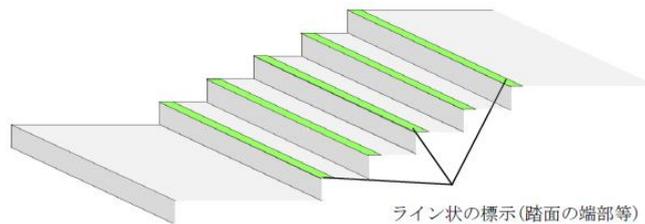


図2 階段等の踏面において端部の位置を示すように標示を行う場合の参考例

「その他の方法」としては、蓄光式誘導標識又は「帯状の標示」を補完するものとして、図3に示すような避難口の外周やドアノブ、階段等の手すりをマーキングする標示、図4に示すような階段のシンボルを用いた階段始点用の標示等が想定される。

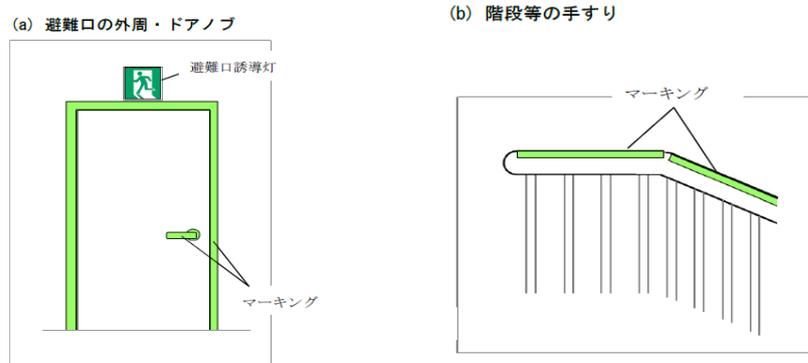


図3 避難口の外周やドアノブ、階段等の手すりをマーキングする標示の参考例

(a) 上り階段であることを示すシンボル (b) 下り階段であることを示すシンボル

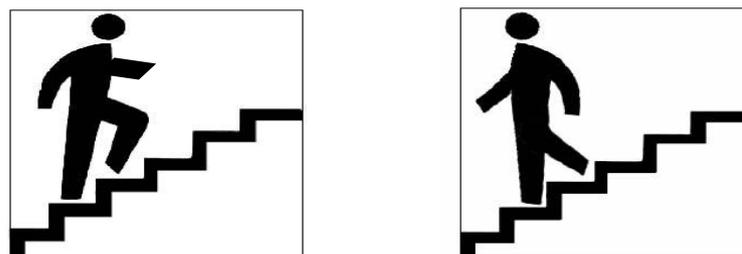
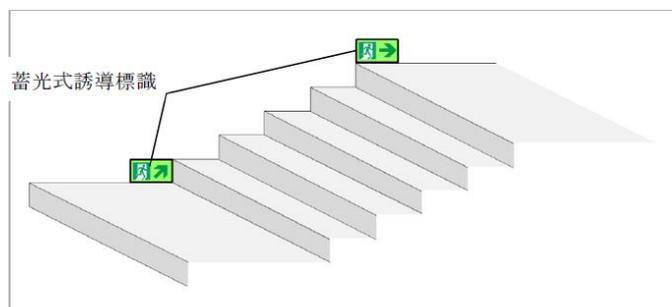


図4 階段のシンボルを用いた階段始点用の標示の参考例

階段、傾斜路、段差等のある場所においては、転倒、転落等を防止するため、その始点及び終点となる箇所に、蓄光式誘導標識を設けることが適当であること。この場合において、蓄光式誘導標識上の「避難の方向を示すシンボル」の向きを、図5に示すように避難時の上り・下りの方向に合わせたものも想定される。



※ 避難する際の錯覚（踏み面がきわめて暗い環境のため、階段なのか踊り場なのかを判断できない）による転倒、転落等を防ぐため、蓄光式誘導標識の設置高さは、統一することが望ましい。

図5 階段等に蓄光式誘導標識を設ける場合の例

別記4 連動式誘導灯設備の基準

1 用語

- (1) 連動式誘導灯設備とは、点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯、点滅形誘導音装置付誘導灯、消灯方式誘導灯及び付加装置により構成されるものをいう。
- (2) 受信機とは、自動火災報知設備の受信機をいう。
- (3) 移報用装置とは、受信機からの火災信号を信号装置に移報する装置をいう。
- (4) 連動開閉器とは、信号装置等からの信号により誘導灯を消灯するための電磁開閉器をいう。
- (5) 光電式自動点滅器とは、自然光の明暗により自動的に電気信号を出力するものをいう。
- (6) 施錠連動点滅器とは、出入口扉の施錠と連動して電気信号を出力するものをいう。
- (7) 照明器具連動点滅器とは、照明器具の点灯と連動して電気信号を出力するものをいう。
- (8) 連動装置とは、総合操作盤と信号装置等を連動し、総合操作盤から誘導灯の各種操作及び誘導灯の各種状態を監視するのに必要な信号変換を行うものをいう。

2 種類

- (1) 連動式誘導灯設備は、次表の組合せにより構成されるものであること。

		点滅形誘導灯	誘導音装置付誘導灯	点滅形誘導音装置付誘導灯	消灯式誘導灯	受信機（移報装置を含む。）	信号装置	連動開閉器	自動点滅器	施錠連動点滅器又は照明器具連動点滅器	煙感知器	連動装置
点滅形誘導灯設備		◎				◎	◎	○			○	○
誘導音装置付誘導灯設備			◎			◎	◎	○			○	○
点滅形誘導音装置付誘導灯設備				◎		◎	◎	○			○	○
消灯式誘導灯設備	居室・廊下等	○	○	○	◎	○	◎	◎	○	○		○
	屋外階段等				◎	○	○	○	◎			○
	遊園地、劇場、映画館、集会場等の対象場所				◎	◎	◎	◎		◎		○
	専ら関係者が存する場所等				◎	◎	◎	○				○

- (注) ◎： 設置を必要とするもの
 ○： 必要に応じて設置するもの
 ※1 屋外階段に設けるものは、光電式自動点滅器、規則第28条の3第3項第1号ニの箇所に設けるものは、扉等の開閉に連動する点滅器とすること。
 ※2 照明器具連動点滅器は、居室・廊下等用又は劇場・映画館等用のいずれかに設けることができるものであること。

- (2) 点滅形誘導灯設備、誘導音装置付誘導灯設備又は点滅形誘導音装置付誘導灯設備は、それぞれ消灯方式誘導灯設備と併用することができる。

3 機器接続要領

- (1) 連動式誘導灯設備における各機器の接続は、別図第2図の例によること。ただし、信号装置等を設けることを要しない場合にあっては、別図第3図の例によること。
- (2) 点滅形誘導灯設備、誘導音装置付誘導灯設備及び点滅形誘導音装置付誘導灯設備の各機器の接続は、(1)の例によるほか別図第3図の例によること。ただし、区分動作方式とする場合で、区分動作等の機能が確実に動作し、かつ、自動火災報知設備等、他の機器に影響を与えないよう構成されている場合は、この例によらないことができる。
- (3) 受信機及び信号装置
- ア 移報用装置を用いる場合、受信機及び信号装置との接続方法は、別図第4図の例によること。
- イ 受信機から信号装置（移報用装置を経由する場合又は(2)ただし書による場合で、信号装置に替わる装置を用いる場合を含む。）までの配線は、規則第12条第1項第5号の例によること。ただし、受信機と同一の室に設けられている場合にあっては、この限りでない。
- (4) 信号装置と誘導灯間の回路（以下「信号回路」という。）の配線は、次によること。
- ア 信号回路に常時電圧が印加されない方式とした場合の配線は、規則第12条第1項第5号の例によること。
- イ 信号回路には、他の機器を接続させないこと。
- (5) 連動式誘導灯設備に内蔵する非常電源には、原則として3線式配線により常時電源が供給されていること。
- (6) 規則第28条の3第4項第12号に基づき監視、操作等を行う総合操作盤の設置を要する対象物において連動式誘導灯設備（自動火災報知設備と連動しているものに限る。）を設置する場合、消防用設備等の集中管理等に係る技術上の指針について（通達）（9千消指第422号）の規定によること。また、信号装置等及び総合操作盤と連動装置との間の回路（以下「連動回路」という。）の配線は、次のア及びイによること。ただし、総合操作盤が設置されている防災センターと同室に信号装置が設けられ、当該信号装置等と総合操作盤との連動を要しない場合、信号装置が総合操作盤内に設置されている場合又は信号装置等及び総合操作盤が直接接続できる場合、信号装置の例により行うこと。
- ア 連動回路の配線は、規則第12条第1項第5号の例によること。ただし、同一の室に設けられている装置間の接続にあっては、この限りでない。
- イ 連動回路には、他の機器を接続しないこと。

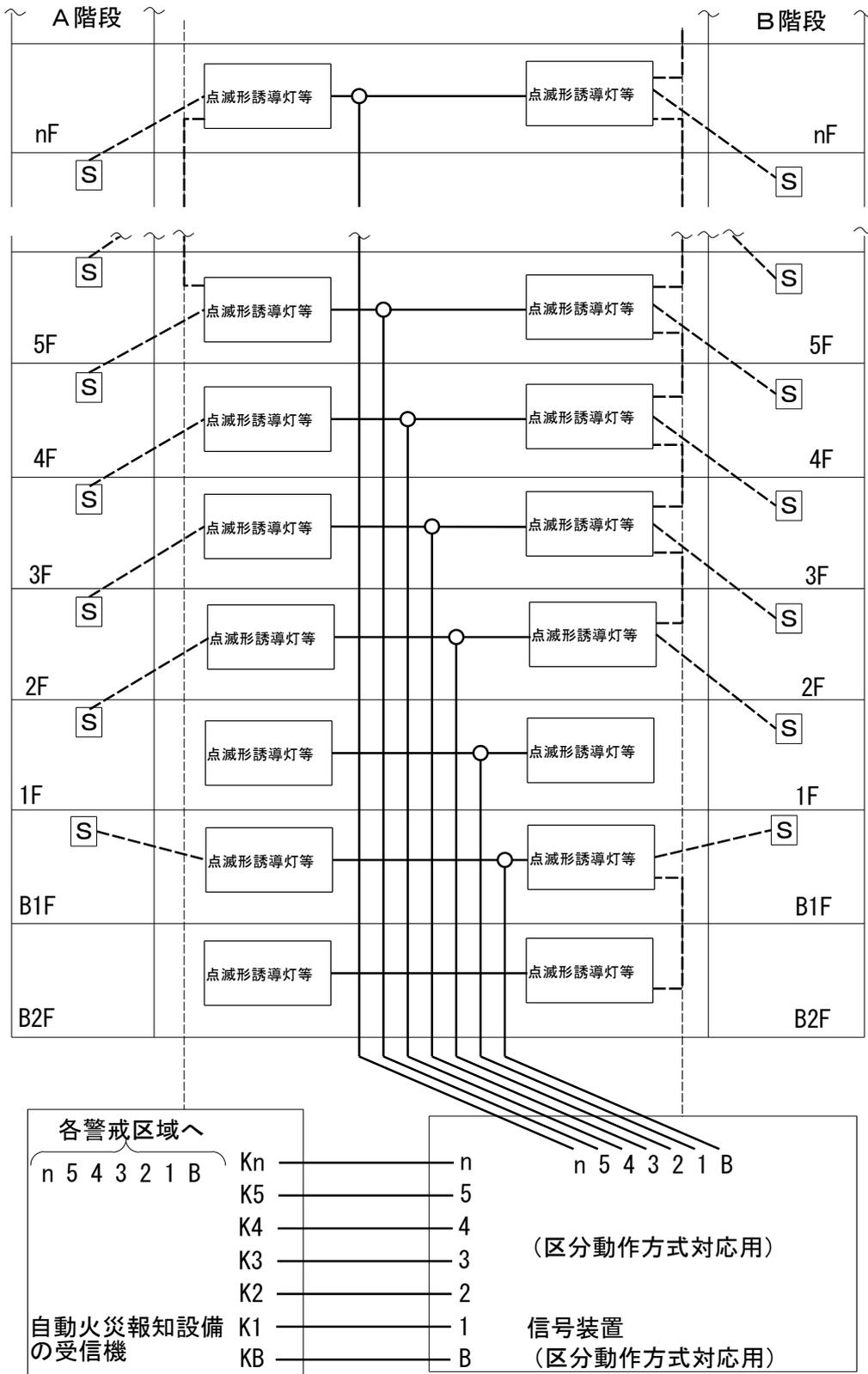
4 機器設置要領

- (1) 信号装置等（区分動作方式とする場合で、信号装置に替わる装置を用いる場合を含む。）を設置する場合は、次によること。
- ア 信号装置は、原則として受信機と同一の室に設けること。ただし、劇場、映画館等の対象場所専用設ける場合は、この限りでない。
- イ 誘導灯を消灯する場合に使用する信号装置の設置箇所直近に、次の事項を表示すること。

- (ア) 誘導灯信号装置である旨
 - (イ) 消灯条件
 - (ウ) 連動開閉器等の種別
 - (エ) 操作責任者又は管理者
- ウ 点滅形誘導灯設備、誘導音装置付誘導灯設備及び点滅形誘導音装置付誘導灯設備の信号装置設置箇所直近に次の事項を表示すること。
- (ア) 誘導灯用信号装置である旨
 - (イ) 点滅又は誘導音等の停止及び復旧操作要領
- (2) 移報用装置を設置する場合は、次によること。
- ア 移報用装置は、受信機に移報用端子がない場合又は受信機に移報用端子が設けられているが、すでに他の設備に接続されている場合に設けること。
 - イ 移報用装置は受信機の直近で点検の容易な場所に設けること。
 - ウ 受信機から移報を停止した場合、その状況が容易に判明できるように、受信機のスイッチ又は表示窓の部分に「停止中」である旨の表示をすること。
 - エ 移報用装置を接続することにより、受信機の電源等に支障をきたさないこと。
 - オ 移報用装置には、「誘導灯用移報装置」である旨の表示をすること。
 - カ 受信機内の移報用端子には、誘導灯用である旨の表示をすること。
 - キ 信号装置を移報用装置に接続する場合は、別図第5図に示すC及びNC（ブレーク接点）端子に接続すること。
- (3) 外付け形の点滅装置又は誘導音装置にあつては、誘導灯から1m以内に設けること。
- (4) 消灯方式誘導灯設備の連動開閉器は、次によること。
- ア 連動開閉器
 - (ア) 構造は、JIS等の規定に適合したもので開閉に十分耐える容量のものであること。
 - (イ) 誘導灯の専用電源回路を分岐した分電盤等に収納すること。
 - (ウ) 接点容量は負荷となる誘導灯に対して十分な容量を有するものであること。
 - (エ) 連動開閉器の二次側回路は、消灯信号時において開回路となるものであること。
 - (オ) 連動開閉器の直近には、誘導灯の消灯用連動開閉器である旨の表示をすること。
 - イ 光電式自動点滅器
 - (ア) 構造は、JIS C 8369（光電式自動点滅器）に適合するものであること。
 - (イ) 検出部が自然光以外の強い光を受けたり、樹木や建築物などの陰にならない場所に設けること。
 - (ウ) 光電式自動点滅器の直近には、ア(オ)の例により必要事項を表示すること。
 - ウ 施錠連動点滅器
 - (ア) 施錠連動回路は、施錠時において閉回路となるものであること。
 - (イ) 複数の施錠連動点滅器を用いる場合は、それぞれ直列に接続すること。
 - (ウ) 施錠連動点滅器の直近には、ア(オ)の例により必要事項を表示すること。
 - エ 照明器具連動点滅器
 - (ア) 照明器具連動点滅器は、誘導灯を消灯する防火対象物又はその部分が使用される場合、必ず点灯される照明器具の点灯と連動するものであること。

- (イ) 照明器具連動点滅器は、(ア)の照明器具消灯時、照明器具連動回路が開回路となるものであること。
 - (ウ) 複数の照明器具連動点滅器を用いる場合は、それぞれの点滅器を直列に接続すること。
 - (エ) 照明器具連動点滅器の直近には、ア(オ)の例により必要事項を表示すること。
- (5) 連動装置は、次によること。
- 連動装置は、原則として操作盤等又は信号装置等と同一の室に設け、設置箇所直近に次の事項を表示すること。
- ア 誘導灯連動装置である旨
 - イ 連動装置の操作要領（操作の必要のないものを除く。）

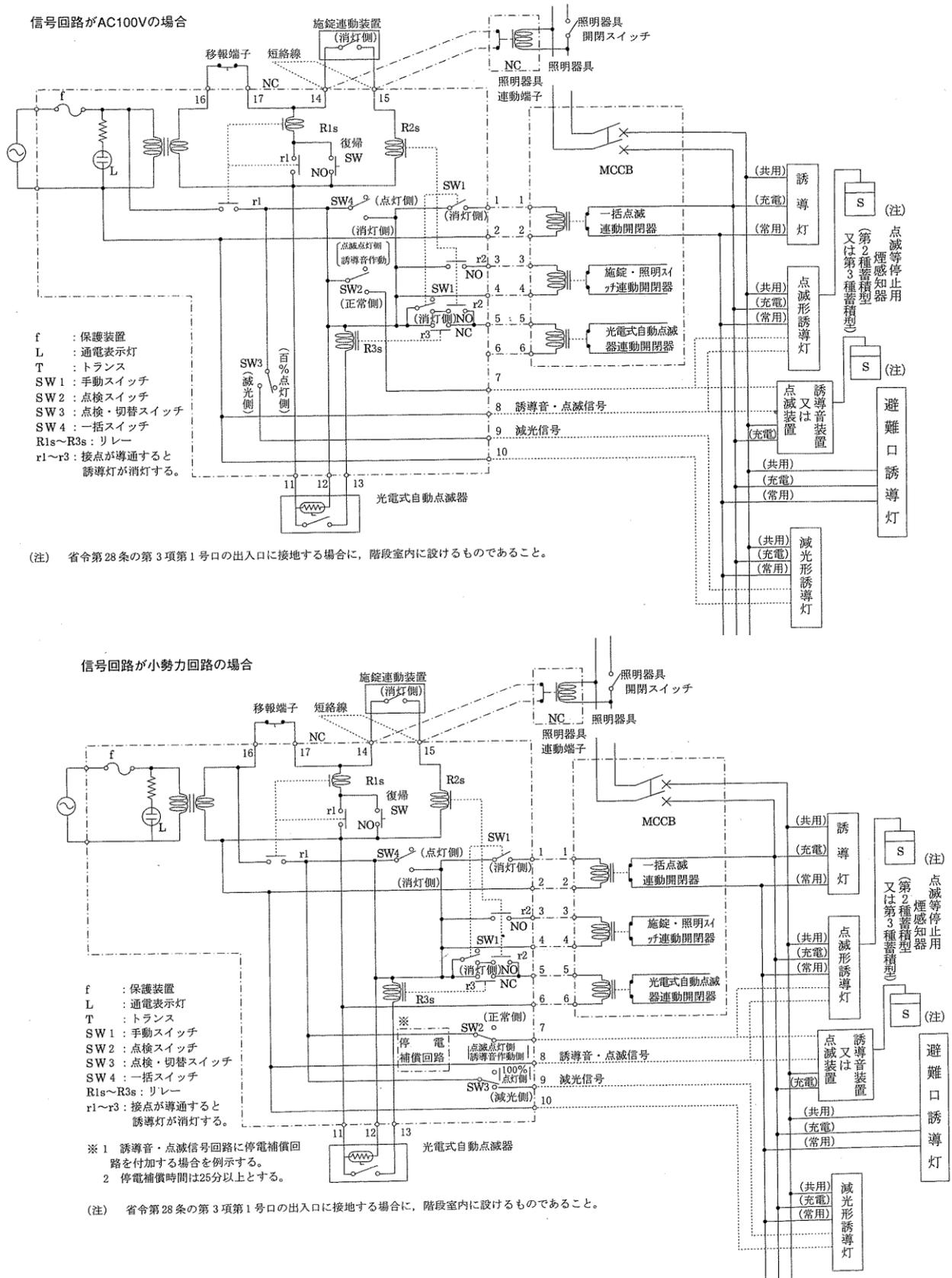
別図第1図 点滅等の停止専用煙感知器の設置例



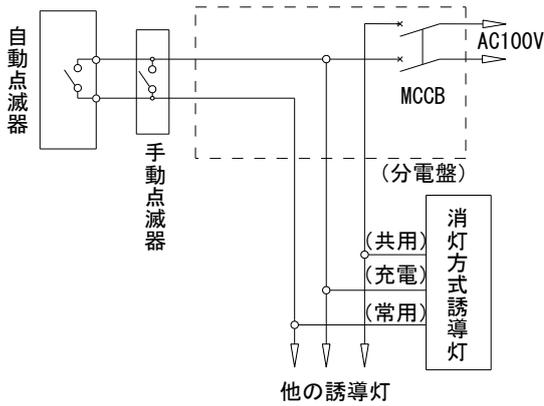
凡例

- 点滅等起動信号系
- 点滅等停止信号系

別図第2図 機器接続図の例



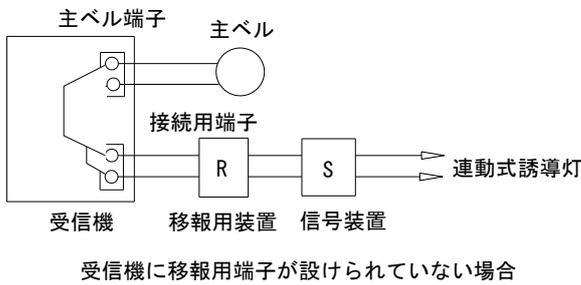
別図第3図 屋外階段等における消灯方式



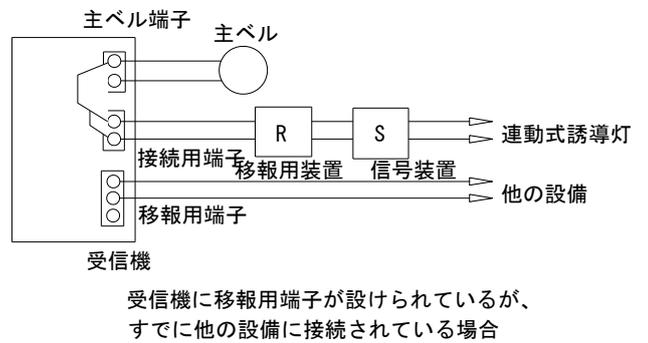
- 1 屋外階段に設ける場合の自動点滅器は、光電式のものとする。
- 2 規則第28条の3第3項第1号ニの箇所に設ける場合の自動点滅器は、扉等の開閉に連動する点滅器とすること。
- 3 誘導灯の負荷容量に応じ、連動開閉器を設ける。
- 4 手動点灯又は点検のため、手動開閉器を設けることができる。

別図第4図 移報用を用いる場合の接続図

(例1)



(例2)



別図第5図 移報用設置の回路図

(例)

